

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月18日
【会社名】	イー・キャッシュ株式会社
【英訳名】	ecash corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉木 栄三郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目8番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長玉木栄三郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社3社、並びに持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含まれていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象にしている。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断した。

### 記

当社における全社的な内部統制プロセス、業務プロセス、決算・財務報告プロセス及び重要な持分法適用関連会社における各種業務プロセス等の財務報告に係る内部統制における一連のプロセスについて、内部統制の整備状況に関する記録が欠けている。

上記のプロセスについて整備状況に関する記録が欠けており、当事業年度末日までに是正されなかった理由は以下のとおりである。平成21年9月に100%子会社であるイー・キャッシュライフウェアの設立、同月にロハスカーボンC02研究所株式会社の発行済株式の20.79%を取得し、同社を持分法適用関連会社とし、平成21年11月に株式会社ロハス・インスティテュートが発行する株式50.1%の引受けにより子会社化、平成22年2月に株式会社ディー・ワークスを簡易株式交換により子会社化する等、事業再編を行っており、間接部門の人員を当該事業再編業務に充てたことにより、経理及び財務の知識・経験を有した者を上記内部統制における一連のプロセスの整備状況に関する記録の整備に従事させることが困難であった。

財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は十分認識しており、今後は間接部門の増員を通じた体制の強化及び外部専門家の活用を含め、翌事業年度においては各プロセスの整備状況に関する記録の整備を図り、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の評価を適時に行う方針である。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。